

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う湖北地域消防組合関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣 義

湖北地域消防組合条例第5号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う湖北地域消防組合関係条例の整備に関する条例

(湖北地域消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 湖北地域消防組合職員の給与に関する条例(平成18年湖北地域消防組合条例第25号)の一部を次のように改正する。

第22条第7項第3号及び第4号、第8項第1号並びに第10項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湖北地域消防組合行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 湖北地域消防組合行政不服審査法施行条例(平成28年湖北地域消防組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年湖北地域消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年湖北地域消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下こ

の項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(湖北地域消防組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の湖北地域消防組合職員の給与に関する条例第22条第8項第1号及び第10項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。